

# 令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録目次

## 第1号 (7月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員 (10人)	1
欠席議員 (なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
会期の決定	3
副議長の選挙	3
議席の指定	4
報告第1号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書	5
報告第2号 専決処分の報告について	5
一般質問	6
7番 山田 昌紀議員	
質問内容 1 伊勢原清掃工場の適正な維持管理について	6
5番 風間 正子議員	
質問内容 1 ごみの自己搬入について	11
2 草木類の資源化によるごみの減量効果について	11
2番 中村 英仁議員	
質問内容 1 組合施設の整備の状況について	17
閉 会	20
署名議員	21

# 令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録

## 議事日程

令和5年7月3日（月）午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 会期の決定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 報告第1号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 第6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6 議事日程に同じ

---

出席議員（10人）

1番	野々山	静香	2番	中村	英仁
3番	福森	真司	4番	高橋	文雄
5番	風間	正子	6番	今野	康敏
7番	山田	昌紀	8番	萩原	鉄也
9番	長嶋	一樹	10番	阿蘇	佳一

---

欠席議員（なし）

---

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 經 済 環 境 部 長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 環 境 資 源 対 策 長	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓		
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋	伊 勢 原 市 清 掃 リ サ イ ク ル 課 長	曲 本 浩 一
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
施 設 化 推 進 担 当 課 長 (兼) 計 画 ・ 管 理 班 技 幹	吉 江 正 範		
(工場) 参 事 (兼) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 任	尾 崎 祐 輔

午前 9時56分 開 会

○阿蘇佳一議長 ただいまの出席議員は10名全員の出席を得ております。

これより令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 仮議席の指定

○阿蘇佳一議長 新たに伊勢原市から選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

○阿蘇佳一議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において高橋文雄議員、風間正子議員を指名いたします。

---

#### 議長報告

○阿蘇佳一議長 日程に入る前に御報告をいたします。

令和5年5月15日付で伊勢原市議会議長から、今野康敏議員、山田昌紀議員、萩原鉄也議員、長嶋一樹議員が、当組合議会の議員に選出された旨の通知を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会期の決定

○阿蘇佳一議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第2 副議長の選挙

○阿蘇佳一議長 次に、日程第2 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に長嶋一樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました長嶋一樹議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました長嶋一樹議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました長嶋一樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定に基づき告知いたします。

この際、副議長に当選されました長嶋一樹議員に御挨拶をお願いいたします。

長嶋一樹議員。

〔長嶋一樹議員登壇〕

○9番長嶋一樹議員 おはようございます。副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方からの御推挙を賜りまして、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会副議長の大役を仰せつかりました長嶋一樹でございます。誠に光栄でありますと同時に、責任の重さを痛感いたしております。議長を補佐しながら議会運営が円滑に進むよう努めてまいりたいと思っております。

今後とも議員各位、皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げます。副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

〔長嶋一樹議員降壇〕

---

### 日程第3 議席の指定

○阿蘇佳一議長 次に、日程第3 「議席の指定」を議題といたします。

伊勢原市から選出されました議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定に基づき、議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○小泉康男議会局長 朗読いたします。

6番、今野康敏議員、7番、山田昌紀議員、8番、萩原鉄也議員、9番、長嶋一樹議員。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに決定いたしました。

---

日程第4 報告第1号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越  
計算書

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

○阿蘇佳一議長 次に、日程第4 「報告第1号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」及び日程第5 「報告第2号・専決処分の報告について」の2件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 本定例会に提出いたしました諸案件について説明をいたします。

提出いたしました案件は、令和4年度継続費繰越計算書、専決処分の報告についての合わせて2件です。

初めに、「報告第1号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」について説明いたします。本件は、令和3年度から令和5年度までの3か年継続事業として実施している伊勢原清掃工場経費施設維持管理費について、令和4年度の執行残額の881万4,800円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

次に、「報告第2号・専決処分の報告について」を説明いたします。本報告は、交通事故による損害賠償に関するものです。

事故の概要は、総務課職員の運転する公用車がはだのクリーンセンターへ戻るため、国道246号線を低速で走行中、前方不注意により、交差点手前で赤信号により停止していた相手車両の後部に追突し、その一部を損傷させたものです。この事故で損傷した相手車両に係る損害賠償について、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による議会の委任による組合長の専決処分に基づき、本年4月16日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

公用車による事故につきましては、様々な機会を通じて意識啓発を図っているところでございますが、より一層注意喚起を行うとともに安全運転の励行に取り組んでまいります。

以上で本定例会に提出いたしました案件の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔組合長降壇〕

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

---

日程第4 報告第1号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越  
計算書

○阿蘇佳一議長 まず、日程第4 「報告第1号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

---

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

○阿蘇佳一議長 次に、日程第5 「報告第2号・専決処分の報告について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

---

日程第6 一般質問

○阿蘇佳一議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

山田昌紀議員。

〔山田昌紀議員登壇〕

○7番山田昌紀議員 おはようございます。伊勢原市選出の山田昌紀でございます。ただいま阿蘇議長より発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、伊勢原清掃工場の適正な維持管理について、一般質問いたします。

さて、私は今回で通算4期目の組合議員を務めさせていただくこととなりました。前回3期目の任期は令和元年5月から令和3年5月までの2年間でありましたが、この当時、可燃ごみの焼却処理については、令和7年度末までを1施設体制化の移行期限としておりました。しかしながら、その後令和4年3月に両市のごみ処理基本計画及び本組合を含めた3者のごみ処理広域化実施計画が改定され、1施設体制化の期限が2か年前倒しの令和5年度末に見直されました。これは両市民や事業者の御協力により両市におけるごみの減量、資源化施策が大きく進展した成果であると認識しております。そのため、伊勢原清掃工場においては、90トン焼却施設を本年度、令和5年度末に稼働を停止することとなりましたが、令和6年度以降も老朽化が進む粗大ごみ処理施設を安定的に稼働させ、両市の不燃・粗大ごみを適正に処理していかなくてはなりません。そこで今回は、こうした様々な状況の変化が生じつつある伊勢原清掃工場に所在する各施設について順番にお伺いいたします。

初めに、90トン焼却施設についてとなりますが、ただいま申し上げましたとおり、本年度は稼働最

終年度に当たります。そこで、具体的な稼働の停止時期と停止に当たっての主な作業内容をお尋ねいたします。

また、稼働停止後は当然本組合におけるごみ収集車両の受入れ態勢が変わることになりますが、どのようになるのか、併せてお尋ねいたします。

二次質問以降については質問者席にて行います。明瞭な御答弁をよろしくお願いいたします。

〔山田昌紀議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 山田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、伊勢原清掃工場の適正な維持管理についてであります。初めに、90トン焼却施設の稼働停止時期につきましては、令和5年度末、具体的には令和6年3月上旬を予定しており、2月下旬には両市から搬入される可燃ごみの受入れを終了します。

次に、稼働停止に当たっての主な作業内容としましては、まず受入れ終了後も3月上旬まではごみピット内に貯留された可燃ごみの焼却処理を続け、可能な限り空に近い状態とします。稼働停止後は、焼却炉及び煙突や焼却灰を貯留する灰ピット、またクレーンでつかみ切れずごみピット内に残った可燃ごみの清掃作業を実施します。

これら作業と並行し、従来は焼却炉内へ噴霧していた汚水等のうち、生活排水を合併処理浄化槽で処理するための排水処理設備更新工事及び県営水道の使用量が大きく減少することを踏まえた、受水槽規模を縮小するための給水設備更新工事に係る最終的な機器設備の切替工事を実施いたします。

ここまでの作業あるいは工事を令和5年度中に行います。令和6年度に入ってから、煙突につながる排ガスの通り道である煙道の清掃作業やバグフィルター内に設置している排ガス中の有害物質を集めるろ布の撤去、及び排ガス等の処理に使用する薬剤タンクに残った薬品類の除去、処分を行います。

また、有害物質の飛散や流出を防止するため、焼却炉の投入口や焼却灰の灰出し口、煙突開口部等を塞ぎ、プラントエリア内の出入口を鉄板等で覆う閉鎖工事を実施する予定です。

このほか、照明設備を除いた焼却炉等の運転に係る電気設備を停止するとともに、神奈川県と協議しつつ、法令や条例に基づく施設の正式な廃止手続を進め、令和6年度上半期中の完了を見込んでいます。

最後に、ごみ収集車両を受入れする体制の変化について御説明いたします。現在90トン焼却施設では、主に伊勢原市の一般家庭から収集場所に排出された計画収集の可燃ごみを受入れしています。この受入日数は、伊勢原市が収集日に指定している月曜日から土曜日までの週6日のうち、2日間程度となっており、残りの曜日ははだのクリーンセンターで受入れしています。

また、はだのクリーンセンターでは、ただいま申し上げました伊勢原市で計画収集された可燃ごみの一部と、秦野市の計画収集ごみ及び両市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた許可事業者が搬



入する事業系ごみの収集車両を受入れしています。

稼働停止後は、こうした両市の計画収集及び許可業者の収集車両全てをはだのクリーンセンターで受入れすることになります。そのため、はだのクリーンセンターにおける受入台数は増加することとなりますが、現状でも90トン焼却施設が定期的な修繕整備等により稼働を停止している間は、全ての収集車両を同施設で受入れしています。こうした期間中も交通渋滞等、周辺道路への影響は特段なく、受入れ態勢の変化に伴う混乱は生じないものと見込んでおります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 山田昌紀議員。

○7番山田昌紀議員 御答弁ありがとうございました。90トン焼却施設の稼働停止時期や停止に当たっての作業内容については理解いたしました。特に施設内各所の清掃は、主に生ごみによる臭気対策や焼却炉内などに残った焼却灰の飛散防止にもつながる重要な作業であると考えます。ぜひ遅滞なく、また安全に進めていただきますようお願いいたします。

それでは、二次質問に入らせていただきます。令和6年3月以降、伊勢原清掃工場では90トン焼却施設と180トン焼却施設という役目を終えた2つの施設が存在することとなります。稼働を停止しているとはいえ、将来的に解体するまでの間、適正な維持管理を継続して行う必要がございます。そこで、今後両施設をどのように維持管理していくのか、お尋ねしたいと思います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、90トン焼却施設と180トン焼却施設を将来的に解体するまでの間における維持管理についてであります。90トン焼却施設については、今後も粗大ごみ処理施設の管理運営及び栗原一般廃棄物最終処分場における浸出水処理に関連した業務を行う職員が勤務する事務所や、不燃・粗大ごみに係る計量窓口、伊勢原清掃工場全体の受電設備としての機能を残すこととなります。

稼働停止後、解体するまでの間に実施する維持管理の主な内容は、基本的に平成26年度に廃止手続が完了している180トン焼却施設と同様になりますので、こちらの施設を例に御説明いたします。

同施設は、現在神奈川県から示されている「廃止した焼却施設の管理及び解体に係る取扱い」通知に基づき、施設の外観や設備等の腐食、破損を調査するための点検を職員が月1回実施し、結果を記録しています。

これまで修繕整備が必要となる破損等はありませんが、適宜清掃作業を行っております。

なお、この点検記録簿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定等に基づき、神奈川県が年1回実施する立入検査の際に提出し、管理状況を確認いただいております。

また、施設内の消火器や現在も機能している火災警報器について、消防法の規定に基づき専門事業者が年2回の保守点検を実施しており、照明等への電気供給を行う電気設備については、電気事業法に基づき職員による月次点検と、専門事業者による年次点検を行っているものです。

両施設とも解体までの間における安全性を確保するため、ただいま申し上げました各種法令等に基づく定期的な点検作業を通し、適切な維持管理を継続してまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 山田昌紀議員。

○7番山田昌紀議員 ありがとうございます。焼却処理施設としての役目を終えた後も稼働時と同様、関係法令を遵守しつつ適正な維持管理を続けていかれますようお願いいたします。

最後に、粗大ごみ処理施設についてお伺いいたします。同施設は老朽化が進んでいるため、従来から両市及び本組合の3者で再整備計画の検討を進められているものの、現時点で具体的な案が定まっていない状況と伺っております。当然施設の老朽化を止めることはできないため、既存施設の安定稼働に向けては現況を踏まえた計画的な修繕整備が重要になります。この点については、令和2年第2回定例会で一般質問した際に、令和2年度中に維持管理計画を策定するとの答弁がございました。そこで、令和2年度に策定された粗大ごみ処理施設における維持管理計画の主な内容をお尋ねいたします。

また、既存施設が抱えている主な課題とその対応方法についても併せてお尋ねしたいと思います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設維持管理計画の主な内容及び既存施設の主な課題と対応方法についてであります。初めに、維持管理計画については、環境省が定めるインフラ長寿命化計画に基づき、粗大ごみ処理施設の運転状況等を考慮し、施設の延命化を図るため、今後の効率的な維持管理などに係る方針を定めたものです。山田議員からは、計画の必要性等について以前にも御指摘もいただいておりますが、令和3年1月付で策定をいたしました。

同計画の主な内容は、効果的に施設を保全管理するため、全ての設備・機器の重要度を評価し、その重要度に応じて主要な設備・機器を選定した上で適切な保全方式や管理基準を設定しています。

このほか、将来的な整備内容と概算整備費用を示していますが、現状では令和11年度までの内容となりますので、今後の稼働期間に応じ、適切な時期に改定する必要があると考えています。

次に、既存施設の主な課題と対応方法については、まず機器設備の老朽化が挙げられます。この課題は、ただいま御説明しました維持管理計画に基づき、計画的な修繕整備を行うことで対応しております。

また、機器の交換や修繕整備に際して十分な作業エリアを確保できないことや、主要設備の破碎機やコンベヤからの騒音による作業環境上の問題が挙げられます。これらの課題は、施設そのものを更新しない限り根本的な解決が難しい状況にあるものの、騒音については該当する設備に近いエリア内で作業を行う作業員に耳栓等の保護具着用を徹底する対策を講じています。

最後に、近年顕在化してきた課題として、強い衝撃が加わると発火の危険性が高いリチウムイオン

電池の混入量増加が挙げられます。このことについては、これまで適正分別の注意喚起を行ってまいりましたが、通常の不燃物に該当する電気製品に内蔵されている場合も多く、完全に防止することは困難であります。

平成29年度と令和2年度には人的被害、設備損傷等は生じなかったものの、リチウムイオン電池が原因と考えられる火災が発生し、伊勢原市の消防隊へ出動要請する事態となりました。

そのため、令和2年度及び令和3年度に火災警報器を設置しましたが、防火体制の強化を図るため、現在火災警報器に連動して自動放水を行う消火設備の設置工事を令和6年度までの2か年継続事業で進めております。

このように、粗大ごみ処理施設では、老朽化等に伴う様々な課題が存在している状況です。安定稼働を継続していくため、個々の課題解決に際して丁寧な対応を重ねることはもとより、再整備計画の具体化に向け、両市と連携しつつ取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 山田昌紀議員。

○7番山田昌紀議員 ありがとうございました。今回、伊勢原清掃工場について将来にわたり適正な維持管理を行う必要がある、この観点から質問させていただきました。以前、御提案した粗大ごみ処理施設における維持管理計画は、令和2年度に策定されたとのことですが、施設の老朽化は今後も進行し続けます。そのため日頃から施設の状況を十分に把握し、安全性を最優先に考え、事故の未然防止と機器設備の予防保全に努めていただければと思います。

また、現場を熟知した職員の皆様においては、粗大ごみ処理施設が本来持つ機能を適切に発揮し続けることも念頭に、日々の業務に注力いただきますようお願いいたします。

先日、伊勢原市選出の4人の組合議員でこの伊勢原清掃工場を見させていただきました。大変申し上げにくいのですが、かなり劣悪な状況で皆さん作業をされているなというのを実感しました。ぜひとも皆さんもいろいろ考えて、そこで働いている方の気持ちになって、作業環境を改善されることを要望いたします。

そして、伊勢原市にはもう一つ重要な施設がございます。焼却灰の埋立処分を行う栗原一般廃棄物最終処分場であります。この施設は、埋立て開始から本年度で30年の節目を迎え、その役割を終えることとなります。しかしながら、当面の間処分場内に降り注いだ雨、いわゆる浸出水の処理を継続していく必要がございますので、引き続き本組合による万全な維持管理が求められます。決して忘れてはならないのがこうした伊勢原市に所在するごみ処理施設は、いずれも三ノ宮、栗原地域の方々の深い御理解の下、成り立っていることでもあります。今後も住民の方々の心情に寄り添った安全かつ安定的な施設運営の継続を要望し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で山田昌紀議員の一般質問を終わります。

続きまして、風間正子議員。

〔風間正子議員登壇〕

○5番風間正子議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。秦野市選出議員の風間でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、通告の1、ごみの自己搬入についてお伺いいたします。市民や事業者が可燃ごみまたは不燃ごみを自己搬入する際、秦野市民であれば環境資源センター、伊勢原市民であれば環境美化センターで許可証を受け取ってからはだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場に行く必要があります。このように、距離が離れた2つの施設へ別々に行かなければならないという煩わしい手続を何とか解消してほしいと私は過去の一般質問においても受付窓口の一本化、いわゆるワンストップ化の実現を要望してきました。そこでまずお伺いしますが、現在の自己搬入方法と受入れ件数の実績はどのようなかお伺いいたします。

次に、通告の2、草木類の資源化によるごみの減量効果についてお伺いします。先ほどの議員連絡会でも報告を受けましたが、令和4年度は両市合わせて焼却対象量が1,029.29トンの減少となり、1施設体制化の実現に向けた目標数値である5万6,000トンまで残り約730トンまで迫っているとのことでした。このように順調に減量が進んでいる背景には、両市が草木類の資源化対策を拡充してきた効果があると思います。そこで、草木類の資源化施策がごみ減量にどのような影響を与えるのか、お伺いいたします。

二次質問につきましては、質問者席にてお伺いさせていただきます。

〔風間正子議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 風間議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、現在の自己搬入方法と受入れ件数の実績について御説明します。まず、現在の自己搬入方法については、御質問のとおり、秦野市であれば環境資源センターへ、伊勢原市であれば環境美化センターへ赴く必要があります。それぞれの施設では、市の職員等が持ち込まれたごみの分別状態や搬入不適物の混入等を確認します。

その結果、搬入に支障がないことを確認できましたら、秦野市では搬入許可証、伊勢原市では搬入承認証が発行され、自己搬入される市民または事業者は、この許可証等を携えて本組合のごみ処理施設へ向かうことになります。

持込み先の施設は、可燃ごみのみであれば原則秦野市ははだのクリーンセンター、伊勢原市は伊勢原清掃工場としていますが、不燃ごみを含む場合は、両市どちらであっても不燃・粗大ごみの処理施設を有する伊勢原清掃工場となります。補足いたしますと、事業者が排出した不燃ごみは、本組合の施設で受入れはしておりません。

次に、自己搬入の受入件数については、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場へ持ち込まれた件数の合計を令和4年度実績で申し上げます。まず、両市合わせて家庭系の可燃ごみが2,399件、同じ

く家庭系の不燃ごみが994件となり、一般市民の方々による自己搬入件数としては合計3,393件となります。こちらに、事業系の可燃ごみや両市の公共施設から持ち込まれる分を合わせますと、全体では4,806件でございました。

参考に、1日平均としてははだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場ともに8件程度で、年末と年度末、またゴールデンウィークやお盆など長期の休みが続く繁忙期は、最大で30件程度まで増加します。

続いて、御質問の2点目、草木類の資源化施策がごみ量に与えた影響について、両市から聞き取りした内容等を踏まえ、御説明します。

初めに、施策内容の主な変遷を申し上げますと、まず秦野市では、平成28年7月から剪定枝に加え、公共用地における刈り草ごみの資源化を開始し、平成30年6月から市内3か所に設定したモデル地区で草類の試験的な分別収集を始めました。その後、平成31年4月からは、剪定枝と草類を合わせた草木類として、市内全域における分別収集を実施しています。

また、伊勢原市では、平成29年11月に剪定枝の資源化を開始した後、令和元年11月からは戸別収集または自己搬入による草木類の資源化を始めました。分別収集につきましても、本年度中に試験的な取組を実施されると伺っています。

ごみ量への影響といたしましては、秦野市の実績に基づき御説明しますと、市内全域での分別収集を開始した令和元年度における可燃ごみは、前年度に比べ約2,600トンもの減量を達成しています。他の施策効果もありますが、そのほとんどは草木類の減少によるものと伺っております。

このように、近年、両市が草木類の資源化に注力してきた成果は、ごみ量だけではなく、ごみの組成分析結果からも見てとることができます。ごみ処理広域化実施計画を策定する際、平成28年度に実施した組成分析調査では、家庭系の可燃ごみに木・竹・わら類が両市の年間平均で約26%含まれていましたが、一方、5年ごとの計画改定に際し、令和2年度から令和3年度にかけて実施した調査では、この割合が5%まで下がっています。

したがって、草木類の資源化施策につきましても、両市の相応の経費が発生していると伺っているものの、ごみ量に対して大きな減量効果を発揮していると認識をしております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 風間正子議員。

○5番風間正子議員 ありがとうございます。それでは、草木類の資源化のほうから要望も含めてお話をさせていただきます。

秦野市でも平成28年度から7月に剪定枝の資源化を始めて、刈り草ごみの資源化を平成30年6月から市内3か所を試験モデルで実施し、その後市内全域へ拡充しました。令和元年度は、前年度と比べて2,600トンの減量が達成でき、一挙に成果が出たなと感じました。やはりこのときにも秦野市はお金も使わせていただきました。資源化することはお金がかかりますが、それでも焼却場に持っていくよ

りはということでやっていただいて、本当にこれだけ減ってきたのだなと思います。

先ほどの山田議員からもありましたが、伊勢原清掃工場90トン焼却施設が令和5年度末で稼働停止となり、少しでも焼却対象量を減量しなくてはいけないなと思いますので、その中で草木類の資源化の効果というのははっきり分かりました。

伊勢原市も今年度中には草木類の資源化の試験的な取組を実施されると伺っております。秦野市ではすでに草木類の分別収集を市内全域で実施していますので、伊勢原市でも早急な対応を要望したいと思います。

草木類の資源化については以上でございます。

次に、自己搬入件数の実績でございます。1日平均で10件に満たない程度ということですが、繁忙期は30件程度に増加し、年間合計では5,000件近いとのこと。このうち一般市民による搬入は約3,400件ということなので、これだけの多くの市民が自己搬入されている現状を見ると、やはりワンストップ化については検討を進める価値があると私は思います。以前の答弁では、課題が多いことから実現の可能性を含めて検討するとの説明を受けましたが、現在の検討状況、課題がどのようなのかお伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、自己搬入のワンストップ化に係る検討状況と主な課題についてでございます。

まず、検討状況について御説明いたします。本組合では、両市を含めた3者で共通する課題等を協議するための場として、「秦野市・伊勢原市・秦野市伊勢原市環境衛生組合ごみ処理及び葬祭事務連絡協議会」を定期的で開催しています。ワンストップ化につきましては、こちらの協議会を通し、3者で検討を進めてまいりましたが、現時点では統一的な見解が定まっておらず、実現可能性も含めて研究中の段階にあります。

次に、課題を申し上げますと、まず受付場所の問題がございます。仮に秦野市の環境資源センター及び伊勢原市の環境美化センターで搬入手続を完了させる場合、計量器の設置や搬入ごみの運搬作業等が必要になり、多額の経費がかかることから現実的ではないと考えております。そのため、ワンストップ化に当たっては、窓口の集約場所をはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場にすることを前提に議論しているところです。

そこで、まずは両施設とも既存の計量窓口を活用できないか検討しました。この場合、現在両市で行っている搬入ごみの内容物確認や許可証等の発行までを計量業務の受託者が実施することになりますので、収集車両の受入れ体制に及ぼす影響が課題になると考えています。

両市からの聞き取りによりますと、自己搬入受付1件当たりにより要する作業時間は、数分程度とのことですが、特にはだのクリーンセンターでは収集車両が年間平均で1日に100台程度、収集量が多い曜日は150台近く搬入に訪れます。

そのため、現状でも搬入の集中する時間帯は、5、6台が計量待ちをすると、車両の待機列が出入口間際まで連なります。計量窓口において、自己搬入者の対応時間が増えると、敷地外に及ぶ渋滞の発生も想定されるところです。

このほか、焼却灰の搬出や薬品類を運搬する大型車両が日常的に場内を通行しますので、計量窓口や構内道路周辺で内容物の確認等を行うと、自己搬入者の安全性に対する懸念が生じます。

そこで、既存の計量窓口ではなく、別の場所に自己搬入専用の窓口を設ける方法も考えられます。そうなりますと、新たな人員を配置しなければ円滑な対応が難しく、相応の人員費が発生すると見込んでいるため、費用対効果の見極めも重要な課題となります。

次に、自己搬入者へ適切な搬入先を案内するための対応方法に係る課題がございます。現在は、一次質問で御説明しました両市の施設で内容物を確認する作業を行う際、ごみの種別等に応じ、適切な搬入先を案内しています。例えば秦野市民は、可燃ごみであればはだのクリーンセンターとなりますが、不燃ごみを含んでいると、伊勢原清掃工場へ向かうよう搬入先を振り分けています。

また、伊勢原市民であっても、多量の可燃ごみははだのクリーンセンターでしか受入れができないなど、ごみ量によって搬入先が変わる場合もあるため、本組合の施設へ向かう前に、持ち込まれるごみの状態を確認しておくほうが円滑な搬入作業を行えるものと考えております。

両市の施設を経由せず、市民等が直接本組合の施設へ訪れることになると、こうした機会がないため、混乱が生じるといった懸念があります。

ただいま申し上げてきましたとおり、ワンストップ化に際しては、適切な受付場所の選定やこれに付随する車両渋滞等の懸念、費用対効果の分析、円滑な案内方法の検討など、考慮すべき課題がございますので、今後も最善策の立案について多角的な観点から検証していく必要があると考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 風間正子議員。

○5番風間正子議員 ありがとうございます。ワンストップ化に関して、両市と組合を含めた3者で検討した際のいろいろな図面等もいただいております。自己搬入については、現在も1日に10件程度は持ってきていると思うのですが、いただいた図面等を見ても、受付とか計量器にも人がいますよね。ここに立っていますよね。ですから、数件程度の自己搬入だったら、この人たちが間に合うのではないかと。何でも窓口を作ったり、計量の何かをつけるとか、駐車場がどうのと言っていましたけれども、場所があります。だから、そういう意味でいくと、殺到するわけではないので、少しの間駐車場で待ってもらえるなどの方法を考えればお金かけないでできると私は考えています。

ですから、何でも新しいことをするためにお金をかけてそこに人をかけて窓口を作るといっていいのではないと思います。はだのクリーンセンターでは5台分の車両駐車場も取ってありますし、ここに少し待ってもらって、混雑が解消された後に、受付をするようにしていけば、新しい窓口を作っ

て、人を配置なんてしなくてもいいのではないかと思います。

ですから、その3者で検討していますけれども、やはりできたらプラス思考で市民サービスを向上させる方向で話し合ってください。秦野市民として言いますけれども、令和6年度からは3万3,600トンまでに抑える必要のある可燃ごみを令和4年度は3万3,740トンまで減らしました。そうすると、目標値まであと140トンです。秦野市民も、伊勢原市民も頑張っていて取り組んでいます。そうしたら市民サービスしましょうよ。やはりそういうところで組合が旗を振っていくことになるのではないかと思いますのです。このことから私は、今あるものをうまく利用していくということが、これからの組合にとっては大事なことであり、長年ワンストップ化について言ってきました。

それで、現状の課題は車両渋滞への懸念、費用対効果ですよね。案内方法等、検討すべき、考慮すべき課題もございます。今後も最善策の立案を、多角的な観点から行うということでございますので、可燃、不燃のワンストップ化につきましても、まずやれることからやりましょう。そして、この先を考えると、クリーンセンターが資源等も含めて市民が自己搬入できるような施設になればと思います。今環境資源対策課がやっているみたいなプラスチックの資源化についてはこうということではございますが、今の状況ではもう狭いから無理です。それをどうするのかというのもこれから先のクリーンセンターの在り方として考える必要があると感じます。

最後にしますけれども、もう一度お聞きしますが、今回の質問は、粗大ごみや資源物を含めたごみを対象にワンストップ化することに対する意見についてです。不燃ごみ、可燃ごみを対象にワンストップ化の検討を進められていますが、結論が出ていないようですので、先ほどの私の意見も含めて少し考えていただければありがたいと思います。

また、引っ越しや片づけ等で多量のごみが発生した際には、自己搬入される方も多いと思います。様々なごみが同時に出るため、1か所で済めば負担が大きく軽減されると思います。現在は高齢化が進展しておりますので、特に高齢者の方々にとっては大変助かるという声を聞いております。そこで、粗大ごみや資源物を含めたワンストップ化についての見解をお伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の質問にお答えをいたします。

御質問は、粗大ごみや資源物を含めた全てのごみを対象にワンストップ化することに対する見解についてでございます。

御承知のとおり、現在粗大ごみは両市の施設で自己搬入を受入れしていますが、その件数は可燃・不燃ごみよりもかなり多くなります。具体的には、先ほど申し上げましたとおり、本組合における自己搬入件数が両市民のみで3,000件強という状況に対し、粗大ごみは令和4年度実績で、秦野市が約4万6,000件、伊勢原市が約2万7,000件、両市合計で約7万3,000件となります。

こうした規模の件数をはだのクリーンセンターあるいは伊勢原清掃工場を受入れする場合、交通渋滞はもとより、周辺住民の生活環境にも大きな影響が及ぶと考えられます。そうなりますと、計画収



集車両の受入に重大な支障が生じることも想定されるようです。

また、はだのクリーンセンターには、多量の粗大ごみを一時貯留する場所がなく、伊勢原清掃工場への搬入作業も必要になります。資源物についても同様で、既存施設の敷地内に搬入者の安全性を考慮したストックハウス等の設置場所を確保することは難しいと考えております。

さらに、粗大ごみは、現在両市がリユース可能なものを選別し、啓発イベント等の場を通して販売する取組などを実施していることも踏まえ、両市の施設で受入れするほうが合理的であると認識をしているものでございます。

本組合といたしましては、引き続き市民サービスの向上を念頭に置き、3者で両市民にとって最適な自己搬入の在り方を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 風間正子議員。

○5番風間正子議員 最後にします。ありがとうございます。

確かに粗大ごみから大きな搬入になってくると、秦野市の4万6,000件、伊勢原市の2万7,000件、合計で7万3,000件ということになりますので、大変に大きな規模になり、これは行く行く今の施設が次の40年後にどうなるかというときには、必ずこのことをしっかりと考えた上でやったほうがいいと思います。

しかしながら、私たちが言っている市民レベルのワンストップ化は、可燃、不燃ごみの自己搬入が1日当たり7件、8件であれば、それはやれなくはないと、私はこのお話を聞いたときに感じました。ですので、できましたらこの可燃、不燃ごみの自己搬入をワンストップ化することは、ぜひ早急に考えていただきたい。ワンストップ化の実現に必要なものは、人員の数ではなく、そこで働く人のやる気ではないかと感じます。これから本当に高齢になってきます。私たちもいろいろところで市民の方と意見交換させていただくと、必ずそういうごみのことを言われます。でも、すごく皆さん、頑張っって生ごみなども減量しているのですよ。私も現場を見ています。ですから、そういう市民の方たちがたくさんおられるから、少しでも自己搬入ができるワンストップ化を進められたら、それを市民の方たちが喜ばれるのではないかと思います。

ただ、先ほど事務局長がおっしゃったように、いろいろなことを考えていくと、費用対効果などが問題となりますので、お金をかけないでやる方法を三者協議会でもう少し違う視点で御検討いただければと思いますので、要望に代えます。

以上です。

○阿蘇佳一議長 以上で風間正子議員の一般質問を終わります。

中村英仁議員。

[中村英仁議員登壇]

○2番中村英仁議員 皆さん、こんにちは。秦野市選出の中村英仁でございます。通告に従いまして

一般質問させていただきます。

組合施設の整備の状況についてお伺いたします。公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画のことです。平成26年1月24日付で全ての自治体に対し総務省から管理計画の策定計画がなされ、秦野市は公共施設の更新問題に対応するため、公共施設の再配置を進めております。公共施設の再配置とは、中長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現し、超高齢化と人口減少が進む中でも必要性の高い公共サービスを将来にわたり持続可能なものにすることです。その上で本組合が管理運営する施設も建物や設備機器の老朽化や経年劣化に伴い、建て替えなどを考えなければならないと考えます。こうした施設整備には多額の費用を要することから、財源の確保や計画が必要となってまいります。そこで、順番に質問させていただきます。

施設全体の更新を直近で実施した施設は秦野斎場であると認識しております。また、今後更新する考えが示されている施設として、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設が挙げられると思いますが、この2つの施設の主な整備内容と事業費の実績と見込みを伺います。

二次質問以降については、質問者席で行います。

〔中村英仁議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 中村議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、本組合が管理運営する施設において、施設全体の更新を直近で実施した施設及び今後更新を予定する施設の主な整備内容と事業費についてでございます。

まず、御質問のとおり、直近で実施した施設といたしましては、平成28年度から平成30年度にかけて増築改修工事を行った秦野斎場が挙げられます。この増築改修事業は、昭和51年の供用開始から40年以上が経過し、老朽化が進んでいた秦野斎場を全面的にリニューアルしたものです。

旧秦野斎場は、火葬炉を5炉、待合室を5室備えておりましたが、火葬需要の高まりなどを考慮し、火葬炉7炉、待合室8室の新たな施設に生まれ変わりました。

また、事業費につきましては、主要工事となる建設、電気設備、機械設備及び火葬炉設備の工事請負費が約19億6,000万円、こちらに旧秦野斎場の解体工事費や設計等の委託料を含めた総事業費は約21億2,900万円ございました。

次に、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設につきましては、昭和47年度の供用開始から本年度50年以上が経過しております。主要設備の破碎機やクレーンなどは、昭和63年に更新しているものの、老朽化が進んでおり、抜本的な再整備を行う必要があります。

現段階では、整備候補地が未定のため、具体的な整備内容は定まっておりますませんが、将来的な不燃・粗大ごみ処理量の推移を見極め、最適な規模の施設になるよう、建屋や機器設備全体を更新したいと考えているものです。

事業費につきましては、建屋や機器設備に係る工事請負費と設計等の委託料を合わせて概算24億円程度としていますが、この金額は事業内容検討の参考とするため、平成29年度にコンサルタント事業者の協力を得て試算したものでございます。近年、人件費や燃料費、建築・土木資材の価格が高騰していますので、大幅な増額が想定されます。

また、整備場所や施設規模等によっても事業費が変動することから、再整備計画の具体化が進んだ際には、改めて算出する必要がございます。

以上です。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 御答弁ありがとうございました。今、お話を伺ったとおり、秦野斎場では総事業費が21億2,900万円事業費を要したというお答えでした。この財源はどのように確保したのかということをお伺いすることと、また粗大ごみ処理施設の更新も概算で24億円。さらに大幅な増額も想定されているというお話でしたけれども、この不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業についても今後どのように財源を確保するのか、お伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、秦野斎場増築改修事業と不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業に係る財源の確保についてでございます。

こうした大型事業の財源確保に当たっては、秦野・伊勢原両市からの分担金負担を軽減あるいは平準化することを念頭に、国の交付金及び県の補助金並びに組合債の借入れを最大限活用することになります。

まず、秦野斎場増築改修事業では、事業費合計約21億2,900万円のうち神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金を約2億500万円、率にして約10%、組合債を約18億1,800万円、率にして約85%充当し、一般財源、すなわち両市からの分担金は1億600万円、率にして約5%でございました。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業の工事請負費と設計等の委託料は、県の補助金に加え、環境省が社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援するために創設した循環型社会形成推進交付金の対象となります。あくまでも現時点での想定となりますが、事業費全体の約33%を国交付金と県補助金で賄うことができ、約65%相当の組合債を借入れできると見込んでいます。そのため、事業期間中における両市からの分担金は約2%程度になると見込んでいます。

なお、組合債の償還金には、はだのクリーンセンターの売電収入を原資とする減債基金を繰入れしていきますが、繰入金で賄い切れない分は、両市からの分担金を充当することになります。

そのため、今後も売電収入の安定確保に取り組みつつ、両市の財政状況と基金残高の推移を踏まえながら、計画的な減債基金の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 御説明ありがとうございます。事業に当たっては、国、県の交付金及び補助金と組合債の借入れを最大限に活用し、秦野・伊勢原両市からの分担金でというのを御回答だったと思います。本組合では施設整備に充当するための施設整備基金が設けられております。本年第1回定例会の議案審議において、基金の繰入れに対する考え方を伺ったところ、秦野斎場の火葬残骨灰売渡料を原資とした積立てしか行っておらず、斎場に関連した修繕整備のみ充当する方針とのお答えでした。確かにこの火葬残骨灰の売渡料というのは繊細な性質の財源とは理解できておりますけれども、大規模修繕に当たっては、あらかじめ基金への積立てを行い、財源を確保すべきと考えております。今後基金にほかの財源を原資とした積立てを行うことはできないか、お伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の質問にお答えをいたします。

御質問は、施設整備基金に火葬残骨灰売渡料以外の財源を原資とした積立てを行うことに対する見解についてでございます。

事業運営に要する財源の多くの両市からの分担金で賄う本組合においては、現状で施設整備基金に積立て可能な財源が火葬残骨灰売渡料以外、存在しない状況です。その他の自主財源についても、クリーンセンターの売電収入は既に減債基金へ積立てしており、斎場使用料やごみ処理手数料等は、分担金負担軽減のため、全額を当該年度の経常的な事業費に充当しています。

また、当該年度の決算によって確定する実質収支額、いわゆる繰越金は原則本組合と両市財政主管課との協議により、補正財源等に必要な額を除き、翌年度の分担金から差し引く形で精算しています。

そのため、新たな積立財源を確保する場合、両市へ分担金の増額をお願いせざるを得なくなります。分担金の増額による基金の積立ては、長期的に見ますと分担金負担の平準化につながりますが、両市における昨今の厳しい財政状況を踏まえすと、なかなか厳しいものと考えます。

このように、施設整備基金に積立てする新たな財源の確保は、両市の財政運営、ひいては両市民の御負担にも関わるため、本組合単独では判断が困難であります。今後の大型事業に際しましては、具体的な実施時期が定まってきた段階で、最適な財源確保の方法を両市の財政主管課と協議をしつつ、見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 ありがとうございます。今回質問して御答弁いただいたところで、施設の更新には多額の事業費が必要であると改めて認識しましたがけれども、新たな積立財源の確保は難しいというお話だったと思いますけれども、今後大型事業に際しては両市と本組合、3者の財政負担を総合的に考慮していただいて基金のさらなる活用も視野に入れた最適な財源確保の方法を研究していただきたいという要望をさせていただいて、一般質問を終わります。

○阿蘇佳一議長 以上で中村英仁議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

---

○阿蘇佳一議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 阿 蘇 佳 一

会議録署名議員 高 橋 文 雄

会議録署名議員 風 間 正 子